

箕面市障害者就労検討会議 報告書

令和8年3月

箕面市障害者就労検討会議

～目次～

1. 検討の背景と目的	1
(1) 検討の趣旨	2
(2) 検討の背景	2
(3) 検討事項とねらい	7
(4) 会議体制	7
2. 優先調達の現状と課題	8
(1) 優先調達の概要	9
(2) 現状分析	11
(3) 課題整理	12
(4) 会議での意見内容(抜粋)	16
3. 新しいビジネスの検討	17
(1) 障害者就労の参考事例	18
(2) 参考事例から見えた販路等の特徴	22
(3) 本市における新たな事業内容	23
(4) 会議での意見内容(抜粋)	25
4. 今後の方向性	26
(1) 優先調達	27
(2) 新しいビジネスの創出	28
(3) 総括	29

※参考資料：これまでの議事録

1. 検討の背景と目的

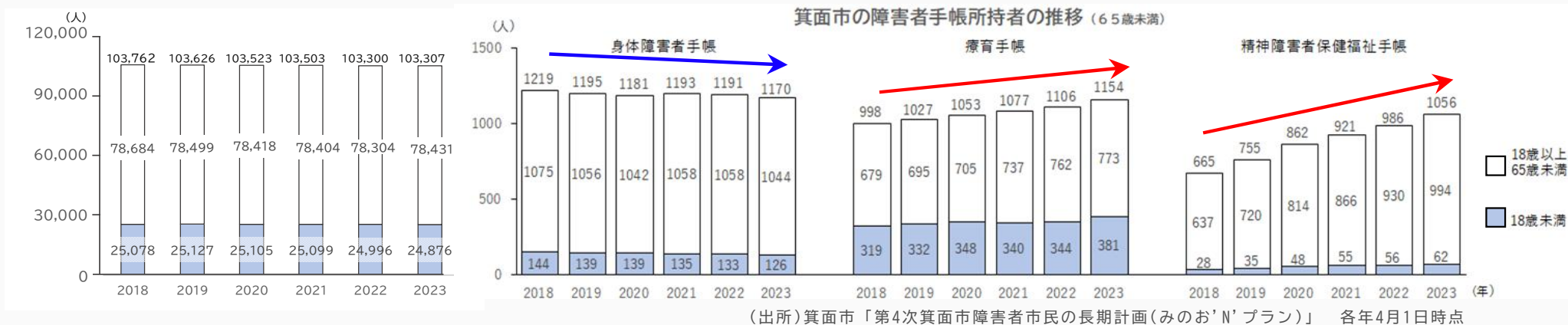
1. 検討の背景と目的

(1) 検討の趣旨

障害者の経済的自立を促進し、安定的かつ持続的な就労環境の整備、就労の機会の拡充に向けて、障害者福祉・労働の両観点から障害者就労の課題を整理し、方策を検討するため、外部の有識者等を交えた会議を設置し、就労を希望する障害者が「1円でも多くの収入を得る」「1人でも多くの働く場が増える」ことを目指す。

(2) 検討の背景

① 障害者市民の状況



- 身体障害者手帳所持者は緩やかに減少傾向であるものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、障害者手帳所持者数は2018年からの5年間で17%増加している。
- 障害特性によって、能力があっても安定就労が難しく、希望する働き方や仕事が見つからないケースも多い。
- 障害により通勤面のハードルが高く、通勤可能な地域が限られることがある。



個々の特性や希望に応じた就労環境を整え、本人の強みや意欲を活かせる「質」と、より多数が就労できる「量」の両面から、障害者の就労機会を確保することが求められている。

1. 検討の背景と目的

② 障害者の就労形態

国制度による障害者の就労形態は、以下のように大きく2つに分けて整理される。

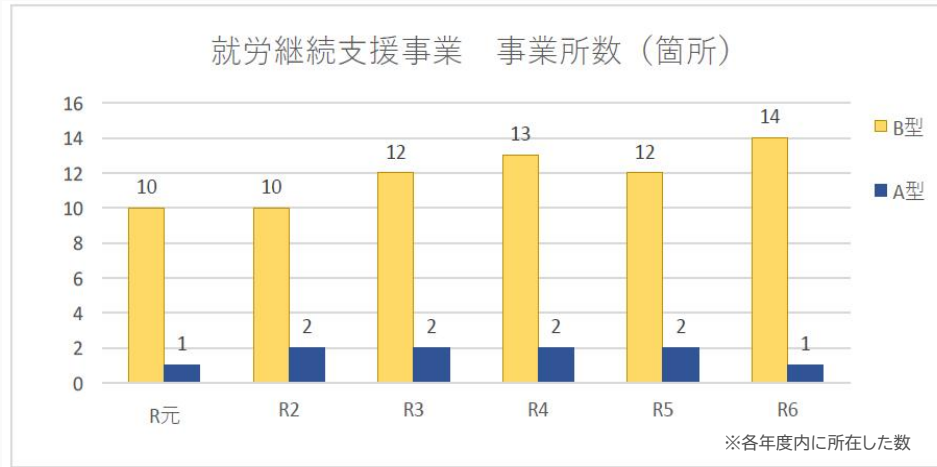
	ア)福祉的就労（福祉的領域）	イ)一般就労（雇用施策の領域）
説明	障害福祉サービスを利用して働く (訓練的な側面が強い)	企業等に就職して働く (中軽度までの障害程度が多い)
関連法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 平成17年法律第123号	障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用推進法) 昭和35年法律第123号
法の趣旨	障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行うことで、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目指す。
就労に関する支援	障害福祉サービスのうち、就労の機会や生産活動の場を提供する『就労系サービス』として、以下の2事業等が位置づけられている。 <ul style="list-style-type: none">・ 就労継続支援A型 一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。・ 就労継続支援B型 一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 法定雇用率制度 従業員数が一定規模以上の事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけることで障害者雇用を促進するもの。 達成企業には調整金や税制などの優遇措置が、未達成企業には納付金の徴収や行政指導を実施。・ 職業リハビリテーションの推進 地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワークによる事業主への雇用管理に関する助言及びその他の支援。

1. 検討の背景と目的

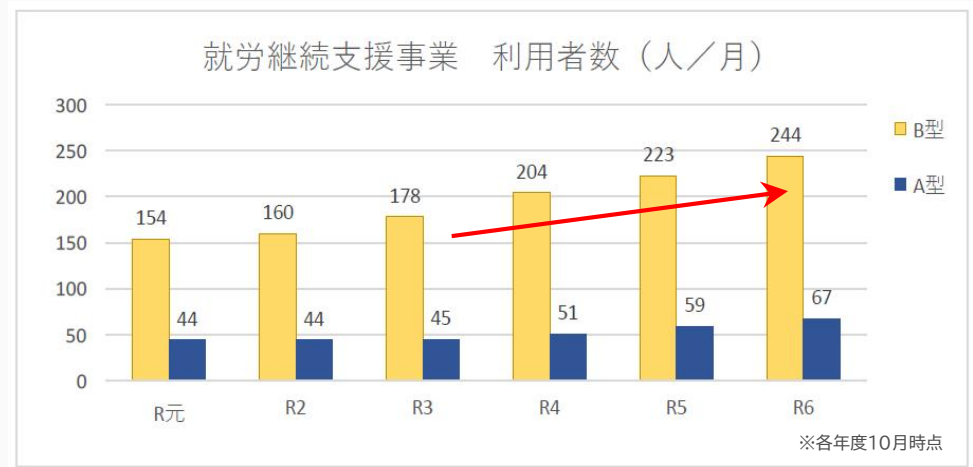
③本市における障害者就労の状況

ア)福祉的就労について

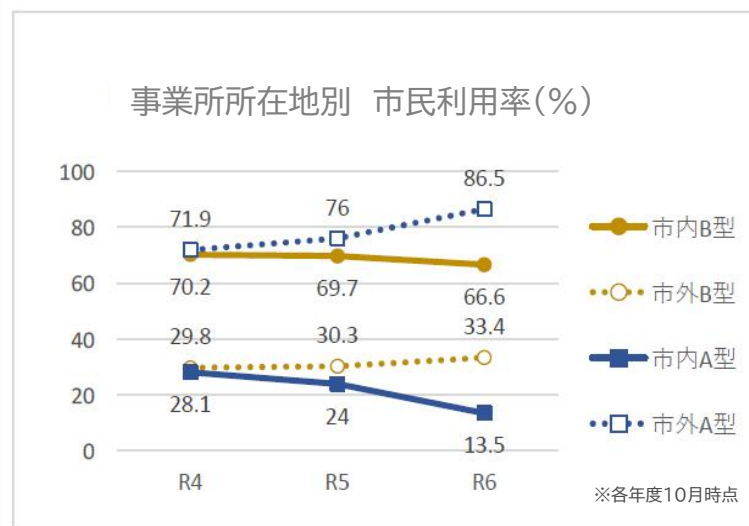
● 市内就労継続支援サービス事業所数



● 就労継続支援サービスの利用者数 (市外施設を含む)



● 就労継続支援サービスの利用割合 (市内施設・市外施設比較)



- 利用者は市内外を問わず、活動内容や適性に応じて施設を選択しており、市域を越えた周辺地域一帯が受け皿となっている。
- テレワーク等在宅勤務の普及により、場所を問わない就労支援が可能となっている。(在宅の場合も勤務先所在地に基づき市外利用等として計上)

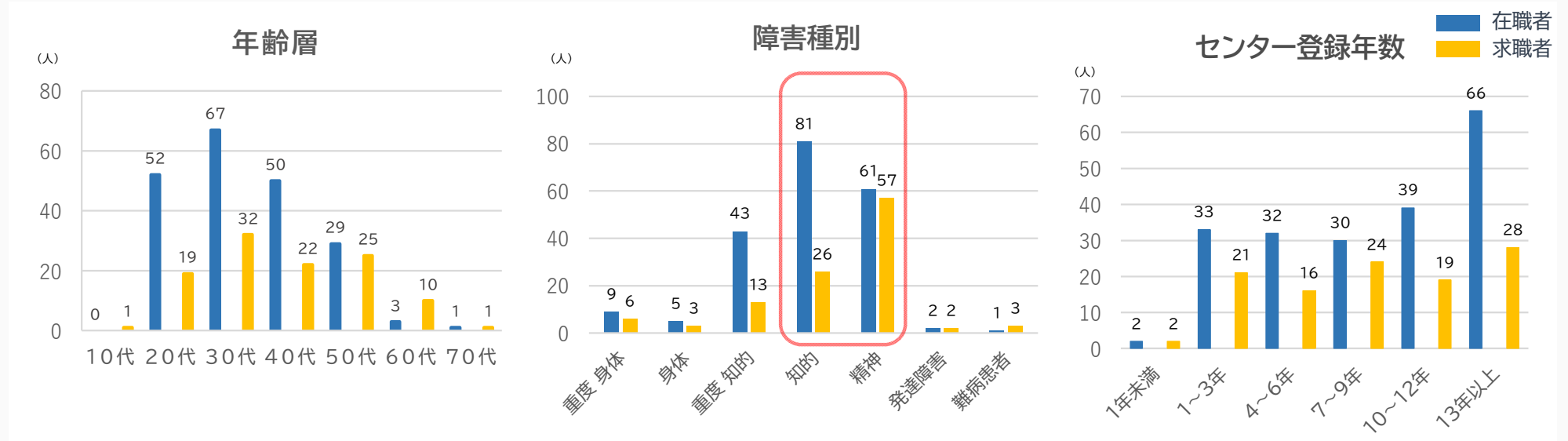
- 就労系サービスの利用者数は、就労継続支援A型、B型ともいずれも増加傾向
- 市内の就労継続支援A型事業所はR7時点で0となっている。
- 近年の傾向として、市外の就労系サービスの利用割合が高まっている。

1. 検討の背景と目的

イ)一般就労について

一般就労への就職経路については、ハローワークや障害者就業・生活支援センターを通じた応募のほか、就労移行支援事業所、インターネット求人等への応募など多岐にわたる。このことから、本市の障害者市民の一般就労の実態を把握することは困難なため、障害者就業・生活支援センターの支援情報をもとに本市の状況を示す。

● 豊能北障害者就業・生活支援センターにおける障害者市民の登録者(R7.5.23時点)



● 令和6年度支援実績

	新規求職者数	就職件数 (一般事業所)	就職件数 (就労継続支援A型)
知的障害	12名	5名 (うち重度2名)	2名
精神障害	9名	5名	1名
発達障害	1名	1名	0名
合計	22名	11名	3名

- ・ 在職者は20～40代の若年層が多く、求職者は各世代に大きな差は見られない。
- ・ 求職者は精神障害のかたが多い。
- ・ 在職者は知的・精神障害のかたが多い。

1. 検討の背景と目的

④ 障害者就労の充実に向けた本市の取組状況

● 関係機関の連携による支援(市事業)

(一財)箕面市障害者事業団を核として、関係機関等との連携を図り、障害者就労に向けた準備・環境整備段階から就労後の日常生活の支援を含んだ職場定着までの支援を実施。

● 社会的雇用の推進(市事業)

一般就労と福祉的就労の間の中間的な制度として、一般就労が困難な職業的重度障害者の就労の場である「社会的雇用」事業所を助成し、優先調達の対象とする等の支援を行っている。

● 本市独自の仕組みによる優先調達(国制度)の実施

優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品・サービスを調達することで、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要増進を図り、もって障害者施設で就労する障害者、在宅障害者等の自立の促進を目指すもの。

本市の優先調達実績

大阪府内市町村第1位の調達実績だが、計画的な発注等により、さらなる拡充が期待できる状況にある。

● 実習生奨励金・事業所協力金の支給(市事業)

豊能北障害者就業・生活支援センターに登録する障害者市民のうち、職場実習に取り組む実習生に対する奨励金と、実習協力事業所への協力金を支給。

● 能力開発講座(市事業)

就職をめざす障害者に対して、パソコン技能の習熟・向上のための講座を実施。

● 障害者雇用率制度(国制度)

障害者雇用促進法に基づき、従業員数が一定規模以上の事業主に対し、「法定雇用率」以上の割合で障害者を雇用するよう義務づけるもの。(本市では、市職員としての直接雇用を実施し、適正な雇用率確保に努めている。)

本市の産業構造

- 人口1人あたりの事業所数は、大阪府下ワースト12位。
- 法定雇用率制度の対象となる規模の企業や障害者雇用率が高い業種の事業所が少ない。

⇒本市の産業構造の特性より、障害者雇用率制度に基づく民間企業による障害者雇用の一層の拡充は進みにくいと考えられるため、障害者が働く場や新規事業の創出など、新たな手法の検討が必要。

1. 検討の背景と目的

(3) 検討事項とねらい

この検討会議では、これまでも本市で取り組んできた優先調達の一層の拡充と、新たな取り組みとなる新しいビジネスの創出の2点に着目し、障害者の経済的自立を促進し、安定的かつ持続的な就労環境の整備、就労の機会の拡充を図ることをねらいとする。

① 優先調達の拡充

優先調達の現状と課題を整理し、拡充策を検討することで、障害者就労施設等の収益と障害者の収入向上を目指す。

② 新ビジネスの創出

全国の好事例を参考に、本市の地域資源を活かした自走・持続可能な、障害者が働く事業の創出を目指す。

(4) 会議体制

① 会議構成員

構成員
経営・経済に関する学識経験者 (大阪商業大学 総合経営学部 教授)
障害者福祉に関する学識経験者 (関西大学 人間健康学部 教授)
一般財団法人箕面市障害者事業団
豊能北障害者就業・生活支援センター
池田公共職業安定所
箕面商工会議所
箕面市健康福祉部担当副部長
箕面市地域創造部副部長

② 会議開催歴

開催日程	検討内容
第1回(令和7年1月20日)	・現状と課題の共有
第2回(令和7年3月18日)	・優先調達実績の共有 ・他団体事例等の紹介
第3回(令和7年6月2日)	・優先調達伸びしろの分析 ・柱となりうる新ビジネスの研究
第4回(令和7年8月5日)	・学校における優先調達の分析 ・障害者就労のデータ分析
第5回(令和7年10月29日)	・優先調達事業所ヒアリング分析 ・共同受注窓口の研究
第6回(令和8年1月21日)	・これまでの検討のまとめ

2. 優先調達の現状と課題

2. 優先調達の実状と課題

(1) 優先調達の概要

① 国の制度概要

- ・優先調達とは、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することをいう。
- ・この仕組みは、障害者優先調達推進法（正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律、平成25年4月1日施行）によって定められ、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めることを目的としている。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

② 本市における取り組み

1. 毎年度、「障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」を作成。
2. 契約（発注）手続に優先調達を手順化。★
3. 随意契約できる金額の範囲内※1は、障害者就労事業所1者からの見積徴取で契約可。★
4. 優先調達できない場合には「障害者優先調達チェックシート」にて、その理由を所属長が確認。★
5. 全部局における対象支出科目※2に適用。★



★ 印は本市独自

- ・随意契約できる金額の範囲内で、障害者就労事業所との契約がしやすい運用となっている。
- ・優先調達ができなかった場合も、所属長の確認が必要なため、優先調達推進を意識付ける仕組みとなっている。

※1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、箕面市契約規則第18条の2に定める額の範囲

※2 需用費（燃料費・光熱水費を除く）、役務費（筆耕翻訳料）、委託料、原材料費、備品購入費

前提となる考え方

地方自治体の契約（公共調達）は、原則として競争入札による。自治体が予算を執行するにあたっては、限られた財源を有効に活用し、事業の目的達成に必要な経費をできるだけ抑えるなど、効率的で合理的な運営が求められる。本市の優先調達のしくみは、競争入札に適さない少額随契の範囲内において、障害者就労施設等からの調達が可能なものについて調達拡大を進めていくもの。

2. 優先調達の実状と課題

③ 市内障害者就労事業所とその取り扱い物品等

● 障害者就労事業所

優先調達の問合せ先として登録している市内事業所
22カ所(令和7年6月現在)

就労継続支援事業所(A型・B型)
就労移行支援事業所
生活介護事業所
地域活動支援センター
重度障害者多数雇用事業所(社会的雇用事業所) 等



● 取り扱い物品等の例

物 品	役 務
<ul style="list-style-type: none"> 事務物品(コピー用紙、事務機器、文房具等) 食料・飲料(パン・クッキー・コーヒー、弁当等) 小物雑貨(花苗、プランター、培養土、タオル、Tシャツ、食器、市指定ごみ袋、石けん、日用品等) 印刷(名刺や封筒) 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃・施設管理(公共施設の日常清掃、観葉植物管理、エアコン清掃、公園等の花壇の手入れ・管理等) 情報処理・テープ起こし(データ入力、点訳業務等) ポスティング、袋詰めなどの軽作業

● 取り扱っていない物品等

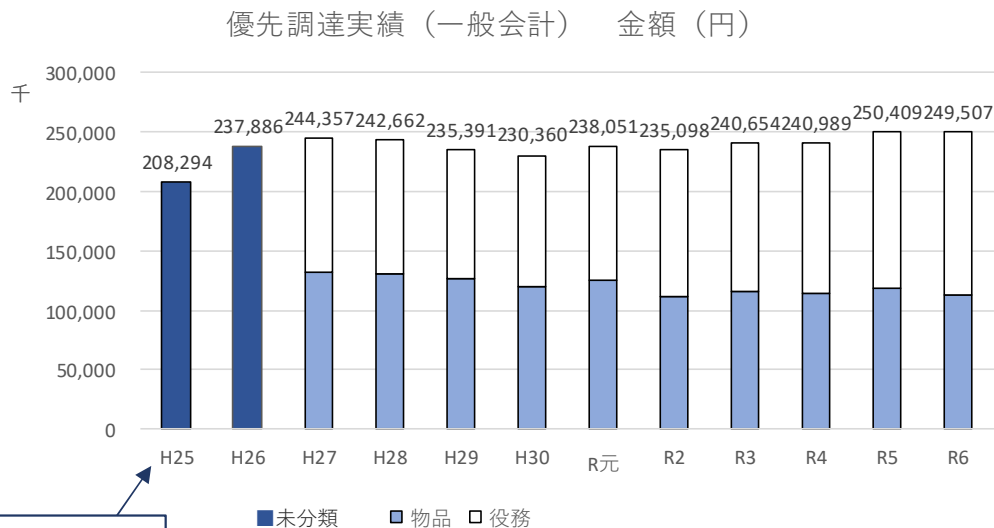
(令和7年6月現在)

物 品	役 務
<ul style="list-style-type: none"> 新聞、学校用教科書など購入元が限定されるもの 薬剤や楽器、学校用体育物品などの特殊物品 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の点検、修繕など特殊な資格等を必要とする修繕 特殊用紙への印刷 検診や検査、保守委託など特殊な免許・知識を必要とする委託

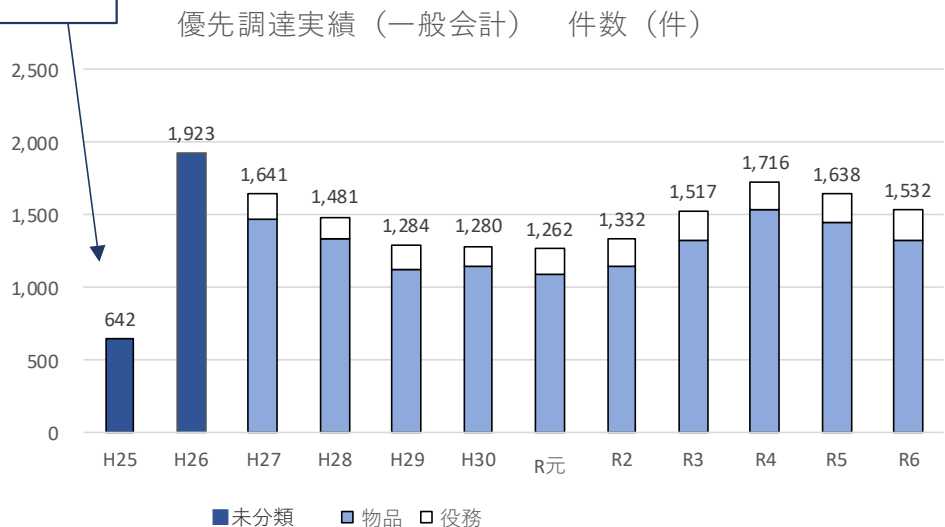
2. 優先調達の実状と課題

(2) 現状分析

① 本市の優先調達実績(経年)



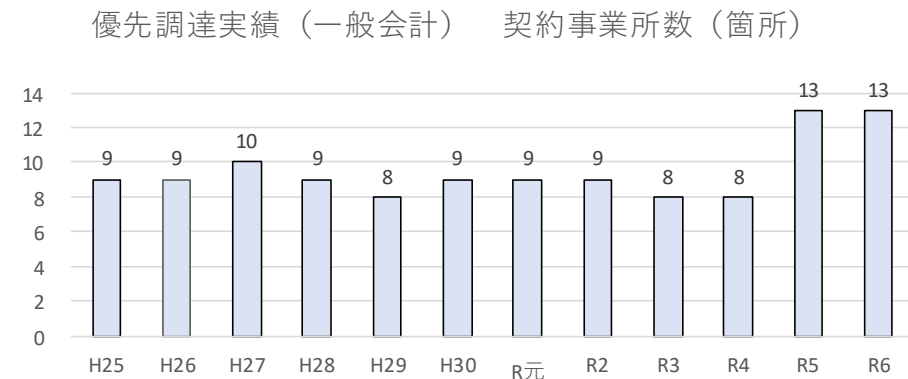
平成26年1月から
優先調達の仕組みを
開始



主な内容とその調達額(令和5年度の場合)

■ 物品	
事務用品・書籍	約1,300万円
市指定ゴミ袋の製袋	約7,500万円
■ 役務	
市内花壇管理	約2,100万円
ライフプラザ・庁舎緑化事業	約3,100万円
市指定ゴミ袋の配送・在庫管理	約1,000万円
市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務	約5,000万円

優先調達実績額 大阪府内市町村第1位
(平成29年度から8年連続)



※(一財)箕面市障害者事業団や(社福)あかつき福祉会を通じたシェア分は除く

2. 優先調達の現状と課題

(3) 課題整理

① 発注側(市)の課題 - 物品 -

1. 優先調達状況

令和5年度一般会計の消耗品費の支出件数における調達状況(表1)

2. 優先調達しなかった理由

① 優先調達チェックシートによる調査結果(表2,3)

- ・「納期・数量」が最多、次いで「事業所の事情」が多かった。
- ・改善策は「計画的な見通しをもって発注を行う」が最多

② 優先調達率が伸び悩む部署へのヒアリング結果 (※は他部署でも共通する要因と考えられる)

1) 予算・契約事務上の制約による

- ・市内小中学校で共通して多量に発注する物品は、学校事務センターにて一括して単価契約を結ぶため、優先調達ができない。
- ・必要な調達量が予算の範囲内に収まらず、優先調達できない。(※)
→ 優先調達している物品は、単発の少量案件であり、民間事業との価格差が少なく予算内に収まるものに限られている。

2) 事業所側の対応による(※)

- ・納期が間に合わない
- ・発注可能かの照会メールに返答がなかった など
→ 余裕をもった問い合わせでマッチング可能性あり

3. 計画的な発注につながる新たな取り組み例

- ・総務部(本館2階南側フロア)では、令和5年12月からフリーアドレス化に伴い、各室で管理していた消耗品費(事務用品)を部で一括して管理。
→ ・発注は四半期に1回程度で事務負担軽減等につながった。
・一括管理の物品はすべて優先調達により購入できている。

表1

消耗品費の支出	
優先調達した	1,180件
優先調達しなかった	6,833件
合計	8,013件

この一部を抽出し調査

表2

優先調達しなかった理由(選択式)	
1 納期・数量	829件
2 事業所の事情	714件
3 予算オーバー	49件
4 その他	140件
1~4の選択なし	7件
小計	1,739件
「特殊物件」など優先調達外	415件
合計	2,154件

表3

とり得る改善策(選択式)	
1 計画的な見通しをもって発注を行う	1,186件
2 改善不可能	454件
3 その他	99件
合計	1,739件

合計
約2,400万円

工夫により改善が見込まれる課題

- ・ 計画的な見通し不足により短納期条件となり、受注に至らない
- ・ 事業所の体制が限定的で、見積もり対応ができず、受注に至らない

2. 優先調達の実況と課題

② 発注側（市）の課題 - 役務 -

1. 優先調達した役務（右図）

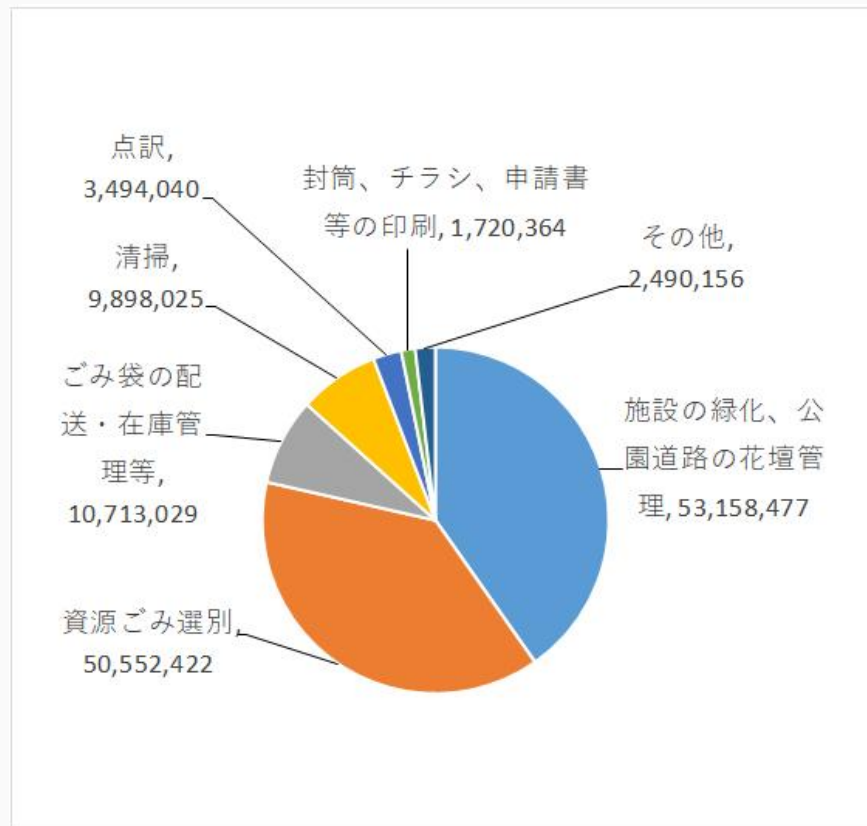
- ・令和5年度一般会計の委託料及び通信運搬費
うち、施設の緑化、資源ごみの選別、清掃、点訳、印刷などの業務
49課室から14事業所に総額約132,026千円を発注

2. 優先調達しなかった役務

- ・令和5年度一般会計の委託料
うち、優先調達の可能性があると見込まれる業務
清掃、除草、剪定・伐採、封入、移設、印刷、点訳など
36課室から66事業者には総額約130,202千円を発注

工夫により改善が見込まれる課題

- ・すでに本市やその他の公的機関において優先調達実績のある分野について、優先調達の可能性を広げるため、業務の分割などを含め、事業者との丁寧なマッチングが必要。



2. 優先調達の現状と課題

事例研究 共同受注窓口

● 共同受注窓口とは

福祉事業所に対し企業や官公庁からの仕事のマッチング、進捗管理などを行う。
また、受発注マッチングだけではなく、各事業所が請け負える仕事内容の理解やPR、仕事の質を高める技術指導などの事業所支援、新たな仕事のスキームを作るコーディネートにより、受発注機会拡大や工賃向上に向けた交渉などを行う。

● 事例 一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構による共同受注窓口

第5回会議にて、2012年度から同機構が受託している大阪府工賃向上計画支援事業のプロジェクトリーダーである栗津浩氏を招き、エルチャレンジにおける共同受注窓口事業について聴講した。

(以下は聴講内容の一部)

府内における共同受注窓口の運営形態のパターン

1. 単独法人による運営

- ①他の業務も行う兼業型
- ②共同受注窓口事業を目的とした専業型

2. ネットワークによる運営 ◀多いパターン

事業所が集まる連絡会などで代表事業所が業務を振り分けるもの。

※運営コストは1より低く抑えられるものの、事業所間の関係性、公平性の担保が課題

運営コストの財源のパターン

- 1. 委託費(事業委託や指定管理業務の一環等)
- 2. 取引手数料(管理手数料)
- 3. 会費や寄附
- 4. その他

利 点

- 窓口の一本化により、取引の流れがスムーズとなる。
- 一つの事業所では受注が難しい依頼を、複数事業所に差配することで事業所の受注機会が増える。

課 題

- 人件費や管理費等の運営コストをまかなう収入の確保
- 運営コストに見合う仕事量・収益が確保できるか
- 事業継続性の確保

2. 優先調達の現状と課題

③ 受注側（事業所）の課題

庁内の複数課室から継続的に受注のある7事業所にヒアリングを実施したところ、以下の意見が挙げられた。
受注意欲はあるが課題もあり、役務などの更なる受注に至りにくい状況がある。

ア)受注している業務

・事業所の本来業務を軸に、その業務に影響のない範囲もしくは本来業務を活かせる場合に受注している。

イ)希望する業務

- ・納期に余裕があるものや、作業日が調整できる業務
- ・事業所の得意分野を活かせるもの(例:競艇事業のノベルティ)
- ・複数事業者間で役務を分担できる継続的な仕事、量や時期・体制を調整できるもの。(例:市ゴミ袋の製袋)

ウ)難しいもの

- (物品)・短納期や仕様未確定なもの、商品や数量の商談が必要なもの ⇒受注時の調整は支援スタッフの負担が大きい。
(役務)・作業日時が指定されているもの ⇒障害特性に配慮できるよう、作業期限に余裕がほしい。
・事業所外での出張作業が必要なもの。⇒支援スタッフの負担が大きく、受注が難しい。

エ)その他の意見

・発注者の依頼内容を、事業所が受注しやすいように調整してくれる機関があると、役務を受注しやすい。

工夫により改善が見込まれる課題

- ・ 物品は、短納期や仕様未確定の場合は受注の負担が大きい
- ・ 役務は、受注しやすいよう量や期間などの事前調整が必要
- ・ 既存の人員体制では、新たな業務分野の開発など受注拡大への取組が難しい

発注側と受注側をつなぐ「共同受注窓口」のような仕組みを設けることで、より円滑な優先調達が期待できる。

2. 優先調達の実状と課題

(4) 会議での意見内容(抜粋)

(障害者事業所の現状と課題について)

- 障害者事業所は福祉支援が本業であり、優先調達は既存事業の余力の範囲、本来業務に影響しない範囲で受けている。
- 障害者優先調達の拡充の余地はあるものの、規模は一定決まっているため、無理な拡大は事業者間のパイの取り合いとならないかの懸念がある。
- 支援者は福祉分野の専門であり、必ずしも経営の専門性が皆にあるわけではないことから、新たな業務に取り組むメリット・確実性が見えないと人材確保が難しい。
- 就労移行支援事業所は利用者の入れ替わりがあり、作業が得意な人と苦手な人の数が変わるため、ゆとりのある受託の仕方が必要。

(共同受注窓口の役割と運営の懸念点について)

- 箕面市障害者事業団では、市の依頼の一部を市内障害者事業所に仲介しているが、仲介料は取らず無償で対応している。
- こうした仲介機能を持つ窓口があれば、障害者事業所も仕事を請けやすくなると予想されるが、最低でも1名の常勤職員が必要で、設置には十分な発注量や人件費の確保が必要であり、運営は容易ではない。
- 事業所の取扱物品等は範囲が広いため、窓口の規模や調整範囲の整理・明確化が必要。
- 施設外就労のコーディネーターも、共同受注窓口の役割の一つとしてはどうか。
- コーディネーターには、市内事業所の特徴を把握していて、フットワークが軽く、民間出身で企業・事業所どちらの立ち位置もわかる人が向いている。マッチング業務は成果が分かりやすく、やりがいのある仕事。経験を積むこ

とで、それぞれのニーズへの理解も深まる。そのような人がいれば、箕面市の規模でも共同受注窓口が活きる可能性がある。

(発注側に求められる工夫・支援について)

- 公共施設の指定管理者選定時に、障害者事業所への再委託を評価基準に加えることで、安定した仕事の確保が期待できるのではないかと。
- 工程を細分化し、作業を分担して依頼することで、受注のハードルを下げることもできるのではないかと。
- 1事業所だけでは難しいものについては、市や商工会議所が、経営に関する支援をしながら事業化を考えてはどうか。
- 発注側は、受注から納品までの段取りを考慮し、計画的な発注・調整が必要。一括発注の結果を積み上げることで、予測が立ち、取りこぼしが減るのではないかと。
- 事業所側で対応が困難な内容であっても見積もり照会が必要となる、現行の優先調達の仕組みは負担になっているのでは。
- 役務の切り出しや発注方法の工夫は発注者側の課題であり、納期や品質への理解も求められる。
- 各事業所の得意分野や実績について、市が過去の依頼内容を整理することで新たな可能性が見えてくるのでは。

(新たな業務・市場開拓の可能性について)

- シルバー人材センターの人手不足や単価上昇により、従来の業務が障害者事業所へ移るケースがある。シルバー人材センターで実施して障害者事業所が実施していない業務を洗い出すことで、新たな市場開拓が期待できる

のではないかと。

- 優先調達が不可能と思われる業務の中に電算が挙がっていたが、身体障害者によるSE会社設立事例がある。SEは部屋・パソコンがあれば実施が可能で、イニシャルコストがかからず初期リスクが低いという利点もある。
- 市からの発注だけでなく、民間企業も対象に仕事の幅を広げられるとよい。一方で、民間企業においては、人手不足(細分化が困難)や経営体力の制約もある。
- 学校物品は、教材の専門性や入札等により、優先調達可能範囲は限定的。
- 商品やサービスの価値を高める努力も事業所側に必要。

(その他)

- 障害者事業所への仕事依頼も、トライアル雇用のように実習や見学でお試しできれば、相互理解が深まるのではないかと。
- 市が物品の必要量を事前に伝え、卸売業者が在庫を持つことで、障害者事業所の保管場所不足や納期・数量のミスマッチ解消が検討できないかと。
- 清掃や除草などの役務は、作業を細分化し「できること」を丁寧に見つけることが重要だが、業務設計や単価設定には時間と工夫が必要。
- コピー用紙など、現在入札による単価契約が行われている物品については、在庫管理や価格面で障害者事業所が参入することは難しく、優先調達の拡充を図るのは現実的には困難と考えられる。
- 共同受注窓口の検討以外にも、NPO法人による指導・育成型の支援方法も考えられる。

3. 新しいビジネスの検討

3. 新しいビジネスの検討

(1) 障害者就労の参考事例

本市での実現可能性がある新ビジネスを検討するため、以下の他市事例を会議で共有し、意見交換を行った。

① 国立国会図書館デジタル化業務

○実施者:日本財団から業務を請け負う障害者就労事業所等 福祉的就労

1. 事業の概要

- 日本財団が国から業務を受託し、全国13拠点の障害者就労事業所等に業務を幹旋
 - 多くは就労継続支援B型事業所による取組だが、就労継続支援A型や、同一運営主体によるA型・B型の混在型、さらに共同受注窓口のもとで5~7事業所が連携し実施するケースもある。
(1拠点あたり30~50人規模)
- (デジタル化業務の動向)
- 2021年度から国の業務を競争入札で受託し、2025年度からは優先調達枠の枠組みで受託。
 - 2025年度の業務量:約1,000万コマ(前年比1.4倍)、今後もデジタル化の需要が見込まれる。



2. 業務内容

(主な工程)

- 事前準備(ページ数確認、汚れ・欠損確認、ほこり除去)
- スキャン業務
- 画像検査、工程管理 など

(働き方の工夫)

- 午前・午後で業務内容を分けてシフト組み
- デジタル化業務と軽作業をローテーションし、集中力を維持



3. 必要な要件

1. 仕事量の確保

- 国の発注は単年度契約で見通しが不透明(閑散期:3~6月)
- 閑散期対策として地方自治体や民間からの受注が必須(例:病院のカルテや土木図面のマイクロフィルム化など)
- 優先調達の活用やデジタル化後のデータ活用の提案営業が重要

2. 施設・設備要件

- 一定規模以上の広さがあること
- 搬入スペースの存在
- 耐火書庫、暗室の確保

3. 管理体制

- 文書情報管理士や、業務管理者の配置が不可欠
- 徹底した進捗・品質管理体制が求められる

(その他)国の業務を請け負っているという実績が、民間企業に対する管理体制や品質面の信頼にもつながっている。

3. 新しいビジネスの検討

② 廃校を活用したきのこ栽培

○実施者:株式会社ボーダレス・ジャパン(ONE TOYONAKA事業) 一般就労

1. 事業の概要

- ・ 障害者の収入ややりがいの向上を図る環境づくりを目的に令和6年度より開始。
- ・ 地域資源である廃校の空き教室を活用することで運営コストを削減し、知的障害者(支援学校卒業者)を正規雇用して、きのこ栽培に取り組む。
- ・ 栽培後の培地(廃菌床)はカブトムシ幼虫の餌に活用し、その糞は肥料として再利用、育てたカブトムシは専門の流通網で販売も行うことで、廃菌床を資源に変える循環型農業モデルを目指す。なお、カブトムシは地域の子ども向け「昆虫飼育体験」や「環境教育プログラム」等にも活用する予定。
- ・ 社会問題をビジネスで解決するソーシャルビジネスを専門とする同社のモデル事業となり、他事業者でも展開できるスキームとなることを目指した。

2. 事業実施のポイント

(きのこ栽培に着目した理由)

- ・ ルーティンワークで取り組みやすい
- ・ 分業化が可能である
- ・ 生育適温が20℃と快適な屋内環境
- ・ 軽量なため体力的負担が少ない
- ・ 通年での収穫が可能

(廃校を場所として選定したポイント)

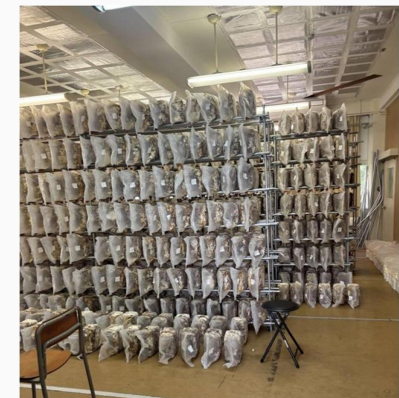
- ・ 近隣物件よりも低賃料である
- ・ 駅からのアクセスが良い立地であった
- ・ 約2年半の暫定利用であり、その後解体される施設のため多湿条件でも利用が可能であった

3. 販路開拓の取り組み

- ・ 近隣スーパーへ、きのこの品種ニーズや価格等のヒアリング
- ・ 栽培試験と並行して販路を開拓
- ・ 地域イベントへの出店でファンづくり

4. 実施するなかで見えた課題

- ・ 価格競争が厳しく、収益化の難しさ
- ・ 黒字化・効率化を目指す、雇用が能力のある障害者に限定されてしまう
⇒就労準備・トレーニングの重要性



3. 新しいビジネスの検討

③ 福祉サービスを利用しない水耕栽培

○実施者:チャレンジドらいふソーシャルファーム大崎 **一般就労**

1. 事業の概要

- 社会福祉法人が既存の就労継続支援B型事業所のひとつを廃止し、一般雇用に切り替えた。
- 福祉サービスを利用せずに野菜の売り上げで給与を払うことを目指し、ホウレンソウの植物工場（水耕栽培）を2024年3月に開設。
- 就労継続支援B型事業所の元利用者含む11名と雇用契約を結ぶ。
- 最低賃金の適用となることで、これまでの工賃約15,000円/月から大幅な経費増となる。

2. 事業実施のポイント

- 用地の存在
- 事業所の一般雇用への意欲
- 日本財団と宮城県が連携し、設備・販路等の条件交渉や助成、運営資金補助(初年度)があった
- 当初5年間の全量買い取り条件で販路先が確保できた



④ 指定管理者へのアップサイクル商品（着火剤）の販売

○実施者:NPO法人フューチャードチームアチーブメント **福祉的就労**

1. 事業の概要

- NPO法人が運営する就労移行支援事業所の事例。
- 市営火葬場に設置する回収箱で集めた使用済みろうそくを活用。
- 使用済みろうそくを溶かして木くずと混ぜ合わせ着火材として商品化し、指定管理者(バーベキュー場を運営)に販売。

2. 事業実施のポイント

- 原料が無料であり、アップサイクルの取組である
- 指定管理施設を販路としている



3. 新しいビジネスの検討

⑤ その他の紹介事例

● アート(企画・販売)

福祉的就労



- 株式会社ハラルボニー
- 主に知的障害のある作家や福祉施設と契約を結び、アート作品を製作。
- 作品は企業とのコラボレーションや自社ブランドに活用。
- 作品をアートデータとして著作権管理し、売上の一部を作家報酬とすることで、作家が適切な報酬を得られる仕組みを構築。
- 美術アドバイザーなど専門家が作品選定に関わる。

● 花・カフェ(企画・販売)

福祉的就労



- 株式会社LORANS.(就労継続支援A型)
- 花のギフトや空間装飾、カフェ併設の花屋「ローランズ」を展開。
- 従業員80名のうち約7割が障害や難病のあるスタッフ。
- ウィズダイバーシティ有責任事業組合(LLP)を立ち上げ、法定雇用率の算定特例制度を活用した新しい事業モデルを実施。

● 石けん(製造・販売)

一般就労



- 株式会社リンクライン(特例子会社)
- ギフト用石けんを中心としたバスアイテムの自社ブランド「lilili(リイリイ)」を展開。
- 企画・制作からギフトラッピングまで、すべてハンドメイドでの製造。
- ひとつひとつ異なるというサプライズ感、個性を活かしている。

● 生き物(飼育・企画・販売)

福祉的就労



- APERRO HYLE(アペロヒューレ)
- 一般社団法人が運営する就労継続支援B型事業所。世界の珍しい植物と昆虫を販売。
- 植物、昆虫の管理や接客のほか、オンラインショップ、ワークショップやイベント開催、植物出張メンテナンスなど、運営にまつわる様々な仕事をチームで分担し、オープン以来最低賃金以上の工賃を達成。

● 飲食(店舗)

福祉的就労



- 一般社団法人暮らしランプ
- 登録文化財古民家にて「なかの邸」として、食事や喫茶、藍染めを行う。
- 全国的に珍しい夜間(~22時)に就労可能なB型事業所で、昼の活動が難しい人も受け入れている。

● 食(生産・企画・販売)

福祉的就労

一般就労



- 株式会社ココトモファーム
- 農地バンクや遊休農地を還元し、自社で生産した米を米粉に加工し、グルテンフリーバウムクーヘンを製造・販売。
- 店舗展開を通じ、農業の6次産業化にも取り組む。
- 農業と福祉の間に'商業'を入れ、自社で製造も行うことで多様な仕事や雇用を創出。スマート農業も実践。

● 雑貨(企画・販売)

福祉的就労



- カエルデザイン合同会社
- 海洋ゴミや廃棄となる生花をアクセサリーに加工するアップサイクルの商品開発・生産を行う。
- 原材料の洗浄から完成までのすべての工程を障害者福祉事業所に任せることで、障害者の時給アップ・最低賃金を達成している。

(これら事例の着目点)

- 複数の工程、業務の存在
- 珍しい商品や機械化が難しい商材を扱う
- アップサイクルなど、サステナブルな取り組み
- 夜間就労など、多様な働き方が可能
- 均一化を目指さず、1点ものやクラフト感を強みとして訴求

3. 新しいビジネスの検討

(2) 参考事例から見た販路等の特徴

会議で紹介した事例は、運営形態・事業内容・販路がさまざまであったが、以下のように整理した。

	企業・一般消費者向け	行政向け
可能性	<ul style="list-style-type: none">顧客が多岐に渡る幅広い商品やサービスを扱うことができる	<ul style="list-style-type: none">一定、安定かつリピート受注が見込まれる (優先調達の枠組みの活用)
留意点	<ul style="list-style-type: none">競合他社とのシビアな価格競争営業力、交渉力が求められる	<ul style="list-style-type: none">マッチング機会が限定的

参考事例の意見交換を行った結果、事業の継続および安定的な収益確保のためには、販路の確保・確立が極めて重要であることが確認された。

また、自走可能な体制を整える上では、ニーズ把握からコスト抑制、効果的な宣伝、品質の維持向上まで、多角的な視点での管理体制が欠かせず、民間企業と同等の経営感覚を持ってこれらの課題を一つひとつクリアしていくことが必要。



1. まずは行政向けの事業を軸に据えつつ、事業の成長・拡大に合わせて、企業や一般消費者への販路拡大も検討していくことが望ましい。
2. 事業内容については、本市の地域資源を活かし、業務が細分化できるものが望ましい。

3. 新しいビジネスの検討

(3)本市における新たな事業内容

①今後の展開可能性

参考事例のうち、事業性や本市の状況や特性等を踏まえた、本市での展開可能性を整理した。

事例	本市での展開可能性	理由
国立国会図書館デジタル化業務	可能性あり	デジタル化業務自体は今後も需要が見込まれ、施設要件や国以外(自治体や大学、企業)の需要が取り込めれば可能性がある。
廃校を活用したきのこ栽培	課題が多い	きのこ栽培は、障害者就労の作業・環境面での利点は多いものの、収益性においての課題がある。(事例でも、多くの障害者雇用に繋がるほどの事業性は生まれていない。)きのこ栽培が可能な施設(広さ・多湿可)の確保が必須。
指定管理者へのアップサイクル商品販売	可能性あり	指定管理者のニーズと合致するものが見つければ、展開の可能性はある。
その他の事例	課題が多い	多くが企業・一般消費者向けのサービス・販売であり、商品力、十分なマーケティング、販路確保が必要。

②地域資源を活用したアイデアの一例

ブレインストーミングで出た本市資源を活用した事例(案)として以下のようなものがあった。

【アイデア】本市の名産品である「もみじの天ぷら」の原料となる一行寺楓(もみじ)の栽培・収穫・卸(仲介)事業

【背景】「もみじのてんぷら」を扱っている店舗の課題に着目。

- ・多くの店舗では、担い手不足が課題であり、一行寺楓の確保に苦慮している。
- ・収穫期と販売のピークが秋に重なるため、一行寺楓の栽培・収穫・卸ビジネスには、一定のニーズはあると見込まれる。



3. 新しいビジネスの検討

③新たなビジネス提案を促すための既存制度

今後、障害者就労に資する新たなビジネス提案を促す観点から、既存の創業支援制度の活用が考えられる。



①みのおゼロイチ応援プロジェクト

- 箕面市と箕面商工会議所の連携で令和7年度より実施。
- 市内の新規創業者などを対象に「経営の支援」と「補助金の交付」を組み合わせることで、実現性の高い事業展開を支援。(新規事業計画の作成支援、伴走支援、実施後の課題整理など、事業継続に必要なサポートを実施)
- 地域課題解決の要素を審査で加点対象としている。

②特定創業支援等事業

- 産業競争力強化法に基づき、箕面市・箕面商工会議所・株式会社日本政策金融公庫十三支店が連携して行う創業支援事業。
- 創業のためのセミナーや、要件を満たしたセミナー受講者には、市が証明書を発行することで、登記に係る登録免許税や創業関連融資の優遇が受けられる。

③ローカル10,000プロジェクト

- 総務省が実施する「地域経済循環創造事業交付金」の通称で、地域内での経済循環の創出を目的とした制度。
- 地域の人材・資源を活用した地域課題に資する新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用を、国、自治体と地域金融機関が連携して支援(助成)。

今後は、本市の強みや資源を活かした独自性のある事業アイデアや、展開可能性のある参考事例について、関係者の意見も聞きながら、さらに検討を重ねていく。また、実施者を募る際には、市の創業者支援制度など既存事業・支援を組み合わせることで、実施事業の魅力を高めていきたい。

3. 新しいビジネスの検討

(4) 会議での意見内容(抜粋)

(障害者の就労状況)

- 手帳所持者の多くは障害者求人で就職しており、一般求人での就職のうちクローズド就労(障害を開示しない場合)は職場定着率が低い傾向がある。
- 一般校卒の知的ボーダーライン層が増加しているが、手帳非所持者への支援は少なく、就労に困難がある。
- 支援学校卒業生は採用率が高い一方、後天的な精神障害で手帳を取得した方の就職は難しい傾向がある。
- 精神障害の相談件数は増加し全体の約6割を占め、知的障害の相談は減少傾向。
- 障害者就業・生活支援センター登録者は30代が多いが、ハローワーク池田では40～50代が中心となっている。
- 長期就労者でも40～50代以降は体力低下により屋外作業が困難となり、企業側では高齢化に伴う社内業務の切り出しが課題となっている。
- BtoC(対消費者)やBtoB(対企業)事業では、まず販路確保が課題となり、さらにビジネスとして自立するためには、商品やサービスの品質も求められる。こうした点を踏まえ、まずはBtoG(行政向け)事業から検討することが有効ではないか。
- 地域名産品であるもみじの天ぷら案については、事業者組合などで最初はボランティア等関わってはどうか。一つの作業工程を請け負い、関係者との信頼関係を築くことが肝要。もみじの天ぷらは知名度があり、ブランディングによっては実現可能性があるのではないか。
- 新ビジネスのアイデアを、自由な発想が期待できる小・中学校の地域学習などで意見を募ってはどうか。
- 人手不足の分野におけるニーズを把握し、求人側が業務を細分化して切り出す工夫をすることで、新たなチャンスを見つける方法も考えられる。

(デジタル化業務の可能性と課題)

- 大学や美術館・博物館のアーカイブ化などデジタル化業務の需要は今後も見込があると思われるが、国立国会図書館の発注量は見込みが立てづらいので留意が必要。
- スキャン業務は障害の軽重に関わらず丁寧な作業ができる人材が活躍しており、技術や集中力が求められる。

(事業内容の方向性)

- 事業を継続するためには、他事例の模倣ではなく、箕面市の地域特性や観光資源を活かした独自内容が望ましい。単独で難しい場合は市内企業との共同実施も検討できるとよい。

(事業検討する上での留意点)

- 障害者就労事業所にとって、工賃向上は最優先事項ではない。作業確保につながる内容であれば、新たな事業に取り組む意欲が生まれる可能性はあるが、積極的に手を挙げる事業者は多くないと考えられる。そのため、外部から意欲ある人材を招くほうが、実現の可能性が高いのではないか。
- 就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指してビジネスを実践する例もあるものの、その実現には福祉とビジネス両方の知識を持つ人材の育成が重要。

- 「廃校を活用したきのこ栽培」のようなソーシャルビジネスは、実施者に資金力がないと実現が難しく、公費なしで自走する新ビジネスの実現はハードルが高い。社会福祉法人が障害者就労に関する社団法人を設立し、たとえ赤字となっても法人全体で支えている事例があるが、このように意欲や資本力があり、リスクを取ることができる企業を探るのもひとつ。
- ビジネス実現にはマーケティング、ニーズ、人件費などの分析が不可欠。

(市に期待する支援・役割)

- 創業希望者と障害者事業所の交流イベントや、事業所の取り組みを企業側に発信する機会があるとよい。
- 中小企業の資源や福祉的視点を活かし、第二創業や経営者育成の機会を設け、余力のある企業によるスモールスタートを促進できるとよい。
- 新規事業者にとって資金や利益確保は重要であり、市が信用金庫等と連携した資金面の支援や、施設・場の提供、初期投資への支援などを行うことで、事業者の参入を後押しすることも考えられる。なお、資金援助については、事業継続のため補助金に依存しない仕組みである必要がある。
- 大学に近接していることの強みを活かし、大学と連携した勉強会やネットワークの活用検討、創業希望者が集える場づくりもヒントになる。
- 企業には社会貢献意欲がある一方、依頼方法や契約形態が分からず、障害者就労との連携が進みにくい面がある。企業の業務ニーズと障害者就労事業所のマッチングを進めることで、企業の業務効率化と障害者就労の拡大の両立が期待される。

4. 今後の方向性

4. 今後の方向性

(1) 優先調達

障害者事業所が受注しやすい仕組み、受注できる量等に配慮しつつ、拡充に向けて取り組む。

① 庁内の優先調達の拡大

物品の拡充に向けて

各課室対応をやめ、部局の取りまとめによる計画的な物品等の購入を順次実施

【想定するメリット】

- ・計画的に発注することにより、受注者(障害者事業所)が対応しやすくなる。
- ・至急の発注が減少することで、優先調達として発注できるケースが増える。
- ・物品手配に係る事務を取りまとめるため、発注者・受注者ともに労力を軽減できる。

役務の拡充に向けて

- ・障害者が対応しやすい役務の選別及び業務の切り分けを検討
- ・複数事業所でのシェア役務展開の可能性(共同受注窓口の可能性)の検討

② 庁外における優先調達の周知と促進

まずは市内民間企業を中心に、優先調達の取組事例を周知するとともに、物品等の購入を働きかける。

- (例)
- ・本市における優先調達の取組事例の紹介
 - ・障害者就労事業所の取扱物品・役務のPR
 - ・市内企業と障害者就労事業所とのマッチングイベントの開催

4. 今後の方向性

③ 持続可能な共同受注窓口の組織化の可能性検討

共同受注窓口を組織化することで、営業力の強化や業務のシェアが可能となり、各事業所の受注機会が拡大するという大きなメリットがある。一方で、人件費等の運営コストをいかに負担するかが最大の課題であり、その点を解決できなければ、組織化および継続的な運用は困難である。したがって、組織化検討にあたっては以下の項目を整理する必要がある。

共同受注窓口の組織化に向けた可能性検討

- 運営コストの負担方法検討

組織化した場合の当面のコストを試算するとともに、コストを賄う財源(収益の柱)を検討する。

- 例1)優先調達の商品価格に上乗せ又は役務の受託
- 例2)「新しいビジネス(障害者雇用)」の実施
- 例3)公的な助成金等の活用 等々

- 組織化の検討

コストを賄う財源(収益の柱)確保の検討が一定進んだ段階で、組織化を検討する。

- 例1)既存の共同受注窓口と連携
- 例2)新組織の設置
- 例3)既存組織の活用 等々

(2) 新しいビジネスの創出

関係団体をはじめとする関係者の意見を伺いながら、本市の強みや資源を活かした独自性のある事業内容や、実現性の高い事業内容についての検討を深め、実装を視野に入れて取り組んでいく。

- 国立国会図書館デジタル化業務などの可能性を検証
- 指定管理者における物品や役務の需要把握
- 引き続き、新たな事業内容のアイデアの検討

4. 今後の方向性

(3) 総括

- 本検討会議では、箕面市が設定した障害者の就労というテーマのなかでも、市が進めている「優先調達への拡充」と、障害者の就労の機会を増やす観点から、「新しいビジネスの可能性」にテーマを絞り、検討してきた。
- 優先調達の拡充については、市役所の中での取組はもとより、民間事業者への働きかけも含め、発注量を増やす努力が必要である。一方で、受注者である障害者就労事業所にとって、収益を確保できるメリットがあるとはいえ、現在の優先調達において見積もり機会が多い物品は、単価及び収益率が低いという課題も存在する。
- 今後、優先調達の拡充を更に図っていく上では、収益率が高いと思われる役務の受注や、他の障害者就労事業所との共同受注等による収益率の改善が求められる。加えて、優先調達にかかるマンパワーが不足しがちな障害者就労事業所にとって、何らかの共同受注の仕組みは、先行の既存組織の活用も含め、広く検討されるべきと考える。
- また、新しいビジネスについては、全国の障害者就労の先進事例を確認し、アイデアベースも含めて、その可能性を検討してきた。箕面市の特産品である「もみじのてんぷら」の原材料である一行寺楓の栽培、収穫など、地域課題の解決と直結する面白いアイデアもあったが、肝心の「誰が実施するのか」という点が最後まで明らかにならなかったため、どうしても議論が曖昧にならざるを得なかった。
- 先述の共同窓口の仕組み（組織化）、また、新しいビジネスの可能性とも、それぞれに様々な課題はあるが、最大の課題は、継続的な取組とするための採算性の確保である。例えば、理想的には、新しいビジネスで収益を確保できるなら、それを共同受注窓口の組織の収益として考えることも可能（兼業型）であるが、それらの検討は、検討会議においてこれ以上議論することよりも、現場で検討し、実際に試行錯誤を繰り返す取組が必要であるため、今後は、箕面市、障害者就労事業所、その他の関係者が連携し、課題解決に向けて積極的に取り組まれることを期待する。